

Title	真下英信君提出学位請求論文審査要旨
Sub Title	
Author	
Publisher	三田史学会
Publication year	2003
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.72, No.1 (2003. 2) ,p.121- 128
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	彙報
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20030200-0121

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

彙報

真下英信君提出学位請求論文審査要旨

論文題目 「伝クセノポン『アテーナイ人の国制』の研究」

『伝クセノポン「アテーナイ人の国制」の研究』（慶應義塾大学出版会、二〇〇一）は、筆者が一九八一年から一九九九年までに発表したクセノポンの作品として伝えられている『アテーナイ人の国制』の翻訳と九篇の論文、新たに書き下ろした一篇の論文、それに一篇の論評とで構成されている。目次は次の通りである。

序言

文献略語表

第1部

テキスト、翻訳

訳注

第2部

第1章 『アテーナイ人の国制』の作者について

第2章 『アテーナイ人の国制』の制作年代

第3章 『アテーナイ人の国制』にみられるポリス市

民像

第4章 犠牲にみられるポリス社会の特性

第5章 寡頭主義者の民主制批判

第6章 議案提案者と票決者からみたアテーナイの民主制の実態

第7章 前五世紀アテーナイの民主制と賄賂

第8章 『アテーナイ人の国制』の政治思想的考察

第9章 民主制と自由、平等

第10章 前五世紀アテーナイの奴隷の風采

補論

文獻リスト

索引

一、第1部

クセノポンの著作と伝えられる『アテーナイ人の国制』の翻訳と注釈について

我が国における古代ギリシア史研究は戦後著しく進捗し、史家ヘロドトスやツキディデスらの史書の翻訳や研究に加えて、哲学、文学あるいは弁論などの様々な分野で優れた翻訳書が上梓されてきた。しかし、テキストの綿密な検討とその史料的な意義を考慮し、学問的な利用にも耐えるクセノポンの作品と伝えられる『アテーナイ人の国制』の翻訳は未だなされていない。

『アテーナイ人の国制』が前五世紀アテーナイの政治、社会、経済のみならず、軍事、宗教、習俗など極めて広範囲な領域において重要な史料であることは大方の識者が認めるところである。このような史書の正確な翻訳がなされることは、我が国に

おける前五世紀アテーナイの歴史研究、とりわけ今日世界に広く採用されている政治体制である民主制の考察に貢献するところ大なるものがある。

翻訳にあたって使用されたテキストは、バウアーソック (G. W. Bowersock) の校訂本 (一九六八) であるが、その他の校訂本への目配りも適切におこなわれている。

翻訳は逐語訳に徹したので、訳文にいささか生硬難解な個所が生じた事実は否めないが、これは本小冊子原文の特徴や雰囲気、気を再現してその史料的价值を伝えようと熟慮した結果の意識的な試みであろう。しかも、テキストの単なる翻訳にとどまらず、逐一詳細な注釈が付けられており、その注釈自体がひとつの学問的業績と言えるほど綿密なものである。これはこの翻訳の大きな特徴である。

本小冊子の注釈としては、一九世紀以来のヨーロッパの古典学的伝統に則った、綿密周到にして浩瀚なカリンカ (E. Kallias) の注釈書 (一九一三)、それにその後の研究成果を踏まえたフリッシュ (H. Frisch) のもの (一九四二) がかつては基本書とされていた。しかし第二次世界大戦後、アメリカ合衆国でデロス同盟の研究、特に同盟諸国が支払った貢税表の碑文学的研究が進み、前五世紀のギリシアの歴史理解が著しく深められた。この二〇世紀後半の研究成果を踏まえて新たに試みられたのが本翻訳であり、これに匹敵するものは広く各国の古典研究を見渡しても見当たらないと言つてよい。

翻訳の注釈は、本小冊子の作者に固有な文体的特徴や史実的

内容の説明という従来のものに見られた範囲にとどまてはいない。初学者にも理解できるようにスミス (H. W. Smyth) らの著名な複数の文法書、さらにはデニストン (J. D. Denniston) らの小辞研究までも丹念に渉獵し、その旨を記している。同時に、学問的に最高水準にあるとされるシュヴァーツァー (E. Schwyzler) らの文法書を参照し、時には新たな解釈も加えている (一例として、2章17節注7の「あるいは」と訳した箇所が挙げられる。ここは従来「aとb」のように、「と」と訳されていた)。

本書の第1部を構成するこの『アテーナイ人の国制』の翻訳は筆者が長年にわたつてテキストを読み込んできた努力の結晶であり、綿密な考証と着実な推論に裏づけられた、そして時には現代の民主制にたいする文明批評的示唆に富む第2部の論文のバック・ボーンをなしている。

二、第2部 各論文について

〈第1章〉『アテーナイ人の国制』の作者について

近代古典学研究の歩みにおいて『アテーナイ人の国制』がクセノポンの著作ではないとの見解を唱えたのはシュナイダー (J. G. Schneider) をもつて嚆矢とし、それ以降今日にいたるまで幾多の論考が発表されてきた。筆者はそうした論考についてその論拠を分析し、結局、今日残されている史料から著者を確定することは困難であると結論づけている。

『アテーナイ人の国制』の作者は特定できず、従来通り不詳とせざるをえないとの結論に目新しいものはない。しかし本章の重要性はその結論にあるのではなく、その推論の過程にある。例えば、筆者は一九世紀から二〇世紀初頭ヨーロッパの古典学者に当時の自然科学者と共通する思想が認められると主張する。すなわち、当時の自然科学者の一部がニュートン力学によって人間は宇宙を完全に理解でき、もはやこの世界には未知なるものは存在せず、自然科学の探求は終わったとの確信を抱くに至ったように、当時の古典学者もまた僅かな史料の片言隻句から本小冊子の執筆者を確定できると樂觀的に考えていたふしがあると指摘している。古典学と自然科学の思想との間に類似点を見出す筆者の主張は興味深い問題提起と称しえるもので、当時のヨーロッパ精神史を考察する人にも重要な示唆を与えるにちがいない。

〈第2章〉『アテーナイ人の国制』の制作年代

『アテーナイ人の国制』の作者が不明であるためにその執筆年代も詳らかではなく、一九世紀以来今日にいたるまで、その成立年代についての議論は甲論乙駁の状態にある。

問題の考察にあたり、筆者は従来の学説を丹念に整理しながら自己の見解を提示している。執筆年代の根拠として、筆者は前四二九年突如アテーナイを襲い、かのペリクレスを死に至らしめた疫病の記述の有無に大きな比重を与えている。これを補足するものとして、文体論の考察を類書になく重視している。

そして、ペロポネソス戦争勃発から前四二九年夏に疫病が突発するまでの間に執筆されたと見るのが妥当と結論づけている。本章は我が国でこの問題を本格的に考証した最初の論考であり、従来の最も有力な多数説の唱える制作年代の範囲内に収まる結論を提示するものではあるが、その史料分析と論理展開には新鮮さと説得力がある。これから『アテーナイ人の国制』の研究に着手する学徒にとって出発点となろう。

〈第3章〉『アテーナイ人の国制』にみられるポリス市民像

『アテーナイ人の国制』は、アテーナイの民主制に対する皮肉や嘲笑に満ちている。事実、一九世紀以来、この小冊子の研究はその反民主的、寡頭制的主張のみを強調する傾向にあった。前五世紀のアテーナイの研究史料として最近は重視されるようになってはいるものの、作品の性格上、その利用頻度はツキデイデスやアリストテレスらの著作には遠く及ばない。こうした研究状況について、筆者は、この史料の作者が己の寡頭制的な立場を鮮明にして民主制に反対しつつも、民衆の利益、特に経済的利益の確保を柱にアテーナイの民主制が巧みに維持・運営されているという事実を見抜いていた点に人はもつと注目すべきであると主張する。そしてその観点からこの小冊子を読み解き、当時のアテーナイの民主制の実態を明らかにしようとしている。

筆者によれば、当時のアテーナイにおいては、アテーナイ市民（貴族と民衆）は市民として共通の利害を共有していた反面、

民衆は国家が日当や公共奉仕などをあてがうことで彼らに経済的利益を与える「民衆扶養国家」となることを求め、貴族は民衆に気前よさを示すことなどによって民衆の人気を掴み、巧妙に国政の指導権を確保していた。「民衆扶養国家」としてのアテーナイの存続を保証する民主制が維持される限り、民衆も貴族の実権掌握を問題にしなかった。これが、『アテーナイ人の国制』の綿密な分析によって明らかになる古典期アテーナイの民主制の実態である。

本章において筆者はフィンリー(M. I. Finley)に負うところが多いと述べているが、『アテーナイ人の国制』の作者が様々な対概念を用いて貴族と民衆を対比している点の考察などには独自の斬新さがある。

〈第4章〉 犠牲にみられるポリス社会の特性

前章で考察した古代民主制の民衆扶養的な特質は、我々の感覚からすれば宗教的行為と考えられる「犠牲」の奉納にも認められる。ここでは宗教と政治が未だ未分離の社会における宗教のあり方が、デュルケム(E. Durkheim)の宗教理論を援用して分析されている。

筆者はアテーナイを中心として「犠牲」の儀礼が保持していた特に政治的・社会的機能の実態を明らかにし、その儀礼が国家レベルのものと区レベルのものに分化していった歴史的過程の再構成を試み、さらに「犠牲」の考察が中国社会やインド社会と本質的に異なる、市民間の平等というポリス社会の根本的

な特色を浮かび上がらせることを示し、最後に政治的・社会的機能にのみ着目するだけではギリシア世界およびローマ世界における宗教の機能の全面的理解は得られないと問題を提起している。

行論にやや未整理ないし説明不充分的の印象を与える個所もあるが、「犠牲」という一宗教儀礼の考察を通じて展開される広大な議論と視野の広がりには極めて魅力的であり、その説くところも概ね妥当である。本書中では比較的小さい篇であるが、高く評価してしかるべきであろう。

〈第5章〉 寡頭主義者の民主制批判

どのような政治体制についても言えることであるが、古典期アテーナイにおいても民主制が市民の全面的な賛同を得ていたわけではない。『アテーナイ人の国制』の作者も民主制の批判者であり、当時の民衆扶養的なアテーナイを揶揄嘲笑している。こうした主張に対して、筆者はアテーナイの富裕者階層に関する近年の研究や碑文史料によって、小冊子が執筆されたと推測されるころのアテーナイ民主制下において様々な富を得ていたのは民衆に限らず富裕者も同様であり、しかも富裕者が民衆にはるかにまさる利益を獲得していた事実を明らかにしている。そして、このことを小冊子の作者が巧妙に隠蔽していた姿勢を考察の対象にし、その理由を、当時この作者も属していた寡頭制派の人々が、民衆が従来にも増して政治活動に参加するとともに、日当制度によって金銭を入手するようになったとき、政治

的にも経済的にも疎外されつつあると感じ、危機感を抱くに至った点に求めている。

本章の分析と推論は鮮やかであり、その結論も説得力に富む。同時に、史料の解釈・利用法を具体的に教えてくれる好例ともなっている。本書中の力作のひとつと評してよい。

〈第6章〉 議案提案者と票決者からみたアテーナイの民主制の実態

本章は『アテーナイ人の国制』の僅かな記述を手掛かりに問題を提示し、その解明を試みている。具体的には前五〇〇年から前四〇四年までの民会決議碑文を精査し、議案提案者と票決に付した人をプロソポグラフィックに数量化したうえで分析を加えている。政治的により重要だったのは議案提案者であるが、筆者は、碑文分析の結果として議案提案者には富裕者が多かったのに対して、票決に付した人には富裕者も民衆もほぼ公平に選ばれたであろうことを指摘し、前五世紀アテーナイの民主制においては、制度的には平等原理を前提としながら、実務的運営では富裕者が指導権を行使していたと結論する。

妥当な結論であり、特に碑文史料の分析は評価に値する。これは一般化が可能な研究方法であり、その意味での模範的で具体的な研究として貴重な成果である。

〈第7章〉 前五世紀アテーナイの民主制と賄賂

『アテーナイ人の国制』の関係箇所を一読すると、アテーナ

イでは政治と司法の世界において賄賂が横行していたような印象を受けるが、筆者は、当時の民会・評議会・陪審廷の運営を検討し、関連史料を分析したうえで、確かに賄賂はおこなわれていたが、『アテーナイ人の国制』の作者の述べるころは民主制に対する皮肉の言であって、必ずしも真実を伝えるものではなく、賄賂を口実として政敵を批難することはいわば社会的「慣習」であって、市民は基本的に賄賂は後ろめたい背信行為であると認識していたとの結論を導き出す。

問題の性質上、実態の解明が困難なテーマであり、史料はその数においても証拠としての有効性においても限られているが、そうした条件の中で丹念な議論と穏当な結論を示している。『アテーナイ人は『田や沼や、濁れる御世』ではなかったが、かと言って、『白河のあまりに清き』世界でもなかった。歴史的に見れば、賄賂を取って不正な裁きをする貴族に対して怒る農民ヘシオドスの世界と贈り物の授受を日常的に営んでいた『オデュッセイアー』の世界の二つの伝統が混在していた社会」という結論に目新しさはないが、我が国で古代ギリシアの賄賂の問題を扱った最初の本格的な論考であると同時に、収賄しても、国益に反せず、その一部を市民に還元すれば、大目に見られていたとの民主制下のアテーナイ人の独特の賄賂観の指摘などは、特に注目に値しよう。

〈第8章〉 『アテーナイ人の国制』の政治思想史的考察

古代ギリシアを扱った概説書では、『アテーナイ人の国制』

は当時の民主制に対する辛辣な風刺として紹介される場合が多い。本章において筆者はこうした通念に異論を唱え、本小冊子に見られる作者の政治思想の論理を十三の項目に整理し、それらは彼独自のものではなく、前五世紀以来の思想的伝統に則つた観念であつて、ギリシア政治思想史の流れの上ではプラトン、アリストテレスの政治論に連なつていく極めて正統的な発想であることを指摘する。と同時に、筆者は、プラトン、アリストテレスが基本的には倫理道徳的な発想に基いてその政治論を構想したのに対して、本小冊子の作者はその立場をとらず、自己の利益追求といった非道徳的なものが政治を動かしている現実を直視して発想したと論ずる。互いに緊張関係に立つ政治思想のこのふたつの重要な特徴が本小冊子に認められることを明らかにした点が本章の最大のメリットであり、多数の関係史料渉猟の努力と併せ、高く評価してよいであろう。

〈第9章〉 民主制と自由、平等

本章は、『アテーナイ人の国制』はもとより、『イーリアス』、そしてエウリーピデース、ツキディデース、デモステネス、プラトン、アリストテレスなどの著作を分析しつつ、民主制期のアテーナイを中心に古代ギリシアにおいて政治的・思想的に重要であつた自由と平等の観念を詳細に考察している。結論として筆者は(1)前五世紀後半のアテーナイの民主制のもとで、自由と平等が民主制の基本原理と考えられていたこと、(2) (a) 古代アテーナイで主張された自由と平等の原理は、自由

平等を人間の天賦の資質とする現代の思想とは異なると解するのが通説であり、事実『アテーナイ人の国制』もアテーナイにおける自由と平等の拡大の根拠を軍事力と経済力に求めている、(b) しかし、この小冊子には人間の資質としての自由平等の観念の芽生えを垣間見させるかのような箇所もある、ことなどを指摘する。古代アテーナイの民主制のもとにおける自由と平等について、我が国の古代ギリシア研究において初めて正面きつて論じたものであり、今後これらの問題を考える際の貴重な文献となるであろう。特に(2)(b)は、その自由平等観と現代の自由平等観の間の類似性を認めることに通じる大胆な提言である。

〈第10章〉 前五世紀アテーナイの奴隷の風采

筆者は、本章において『アテーナイ人の国制』の作者がアテーナイでは奴隷や在留外人の衣服や容貌が市民のそれと異ならないと述べていることを出発点として、他の文書史料や図像史料を丹念に検討し、作者の記述には誇張があるが、基本的には正確であると結論し、さらに進んで、彼が市民・奴隷・在留外人の間の類似を誇張した理由を考察し、彼は経済と民主制の発展が身分を混交させ、秩序を破壊して、社会全体の均質化をもたらしたのだと考え、民主制に批判的な寡頭主義者としてそのように認識した現状を座視できなかったことから、皮肉と揶揄を込めてあえて誇張したのだと主張している。これは鋭く妥当な主張であり、今日の民主主義社会のあり方やそれにまつわ

る諸問題を考察する際にも重要な示唆を与えてくれるであろう。

〈補論〉

これは仲手川良雄氏の論文「イセーゴリアの意義——伝クセノフォン『アテナイ人の国制』1・12について——」の論評である。歴史研究は概念や用語が先行してはならず、概念や用語は史実に照らしてその含意が問われるべきであるとする筆者の歴史研究の姿勢、言いかえると本書の研究の基本姿勢とでも言うべきものを知るには、小さいながらも重要な章である。

全体の評価

本書の学術的な評価をまとめてみよう。

まず第一に、一読すれば明白なように、本書は我が国における『アテナイ人の国制』の研究において最初の本格的な学問的業績であり、今後我が国において『アテナイ人の国制』研究の出発点となることは間違いない。第二に、本書の考察主題の重要性が指摘できる。我が国の古代ギリシア史は、従来、おむね制度史的な側面の解明に重点を置いていた。しかるに本書は自由や平等、賄賂あるいは民主制の運営実態など、民主制の根本問題の幾つかを具体的に俎上に載せているところに特色がある。この点で本書は古代ギリシアの民主制の研究書として価値があるだけでなく、現代の民主制を考察するうえでも極めて示唆に富むものとなっている。筆者の研究姿勢は厳格・禁

欲的であり、いわゆる文明批評的な言辞とは無縁であるが、民主制の長所と短所といわれているものの狭間に身を置き、その間で緊張に耐えつつ考察を進めている。この筆者の強靱で成熟した思考によつて、現代の民主制を考察する材料としての本書の価値は一層高められている。

もちろん、本書にも問題がないわけではない。翻訳にあたり既存のテキストを使用しているのみで、テキストから知られる写本の異読にも時に言及してはいないものである。基本的にはテキストの考証をおこなっていないのである。困難な作業ではあるが、たとえファクシミリに依つてでも幾つかの代表的な写本を参照しておけば、本書の価値はより高いものになったはずである。

このように、課題が残されてはいるものの、本書は多くの点で高い評価を受けるべきであり、審査者一同は真下英信君が博士(史学)の学位を取得するにふさわしいものと判定する。

〔付記〕

最近『史学雑誌』(第一一一篇第三号、二〇〇二年三月発行)に、仲手川良雄氏による本書の詳細な書評が掲載された。『史学雑誌』は我が国における最も有力な史学専門誌のひとつであるが、それが本書を本格的な書評の対象として取り上げたこと自体、学界における本書の評価を物語るものである。「書評」というものの性格上、そこには批判的な指摘も所々にみられ、例えば『アテナイ人の国制』1章17節の「伝令達」の部

分の訳文についての指摘のように傾聴すべきものもあるが、すべて本書の学問的評価を「労作というに足る」と評価したうえでの批判である。本審査要旨における本書の評価に変更を加える必要はないであろう。

論文審査担当者

主査 慶応義塾大学文学部教授

副査 学習院大学名誉教授

副査 慶応義塾大学名誉教授 文学博士

学識確認担当者 慶応義塾大学名誉教授 文学博士

清水 祐司

清永 昭次

坂口 昂吉

小川 英雄

朽木量君提出学位請求論文審査要旨

論文題目 「墓標の民族学・考古学的研究—日本人の死にまつ

わる物質文化の構造・生成とそのハイブリディティ—」

朽木量君提出の博士学位請求論文「墓標の民族学・考古学的研究」は以下のような四部構成をとり、その前後に序章と終章を配する。

序章 墓標の民族学・考古学的研究の目的と方法

第一部 物質文化研究の理論的視座

第一章 物質文化研究の学問的地平

第二章 物質文化研究の理論と墓標研究

第二部 墓標研究の歩み

第一章 日本における墓標研究の歩み

第二章 欧米における墓標研究の歩み

第三部 近世墓標の民族学・考古学的分析

第一章 近世日本における墓標とその型式の変遷

第二章 墓標の形態変化と石材流通の諸相—淀川・木津川

流域の事例—

第三章 墓標の石材にみられる地域的差異(1)—京都府

南山城地区で採石される花崗岩の消長—

第四章 墓標の石材にみられる地域的差異(2)—奈良春